

5月は消費者月間です

悪徳商法から

あなたを守る3つのポイント

「点検商法」「なりすまし商法」「催眠商法」など「悪徳商法」と呼ばれるものに関して、市への相談がかなり少なくなってきました。

このことは、市民の皆さんの悪徳商法に注意しようとする意識が根づいてきた証だろうと考えています。

しかし、相談件数が少なくなったからといって、被害がゼロになつたわけではありません。そして、悪徳業者がゼロになつてしまつたわけでもありません。相手は手を変え、品を変えながら私たちに忍び寄り、機会をうかがっているのです。

これらの被害を食い止めるには、地域ぐるみで狙われやすい高齢者などを守ることが一番です。日ごろから、声を掛け合い、変わった様子がないか、お互いに気を配り、悪徳業者の侵入を防ぎましょう。

●家に入れない（業者を）

●すぐに契約しない

●クリーニングオフの活用

これらは、悪徳商法の被害にあわないための三つのポイントです。今回、このポイントについて説明します。

業者を家に入れない

話に乗らない

悪徳業者が訪問販売で狙う対象の多くは、高齢者世帯か日中高齢者だけが家にいる家庭です。一人暮らしであれば

業者にとつてなお都合ということになりませぬ。

「業者が来ても、扉を開けず断ればいい」、簡単なことのように思われますが、業者はこの扉を開けさせることと、話を聞いてもらうことに最大の力を注ぎます。その後は何でもなると考えるのです。

「人が訪ねてきたら、つい戸を開けてしまう」

「役所や近所の人の名前を言われると信用してしまふ」この傾向は、高齢者の方に

多くみられます。また、「顔を合わすと、断りにくくなる」というのも同様です。

人が訪ねてきたときには、扉を開けずに名前を聞き、業者など知らない人の場合は、そのまま用件を聞くようにしましょう。時間を置いて再訪問してもらおうよう伝え、その間に知人に相談し、同席してもらおうのも被害にあわないための方法のひとつです。

それぞれの地域で、普段から高齢者世帯には気を配り、見慣れぬ来訪者があつたときなどは、近所同士が気軽に声掛けができる環境を保つておくことが大切です。

契約は、急がされても

すくじしない

訪問販売業者を家に入れてしまい、話にも乗せられ、すっかり購入する気になつて…でも、契約はちょっと待ってください。その商品は本当に必要なものですか。今ならお得と言うけれど高い買い物

になつてはいませんか。一度考えてみてください。契約はそれからでも遅くありません。

勢いで契約してしまい、後で心配になつてからの相談は、家族にもなかなか言い出しにくいものです。どんな契約も、家族か知人に相談してからと、決めておきましょう。

クリーニングオフの活用を

クリーニングオフ制度は、消費者に契約について考え直す時間を与え、契約解除を認める制度で、成立すれば支払ったお金は全額返金されます。

しかし、すべての商取引に適用されるわけではなく、通信販売や自ら店舗に向いて購入した場合などは対象になりません。また、対象となる契約や商品も決められています。また、クリーニングオフには期限があり、契約内容によって異なりますが、契約の日から8日以内と覚えておいてください。

クリーニングオフは相手に対して契約解除の通知を行います。通知にははがきなど書面を利用し、控えもとっておきましょう。

クリーニングオフの方法や詳しい内容については市役所本

庁市民生活課、支所住民課の担当職員にお尋ねください。

出前講座を

受けてみませんか

市では、悪徳商法によるトラブルや被害を未然に防ぐために講師を派遣し、出前講座を実施しています。

【対象】

市内在住・在勤・在学の30人程度までのグループ

【開催日時】

原則として市の休業日を除く午前10時から午後9時まで ※調整がつけば、その他の時間帯も可能です

【費用】 無料

※ただし、会場使用料や講座で使用する材料費は、申し込んだ人の負担となります

【講師】

市職員、消費者トラブル啓発活動地域リーダー

【注意】

出前講座の主催者は、申し込まれたグループのみなさんです。参加者への周知、開催当日の受付や進行などは、申し込まれたグループで行なってください。

【申し込み・問い合わせ】

開催予定日の10日前までに、市民生活課市民生活係まで連絡してください。